

岡山市横断歩道橋ネーミングライツ協力企業選定委員会設置要綱

令和7年3月11日

(設置)

第1条 本市の横断歩道橋（道路部が所管するものに限る。以下「歩道橋」という。）における通称名を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間事業者に付与する場合の命名権者（以下「ネーミングライツ協力企業」という。）の審査及び選定等を行うため、岡山市横断歩道橋ネーミングライツ協力企業選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要項の内容に関すること。
- (2) ネーミングライツ協力企業となる優先交渉権者を決定するための審査基準に関すること。
- (3) 歩道橋への標示内容審査に関すること。
- (4) ネーミングライツ協力企業の決定に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項の決定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市整備局長をもって充て、会務を総理する。

3 委員は、別表に掲げる者その他委員長が指名する者及び委員長がその都度指名する議事に関係のある区（これに準ずる組織を含む。）の区長代理の職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会は、委員長及び委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 委員長は次に掲げるときは、各委員に書面で付議すべき事案を回付し、その賛否を問うことにより、委員会の会議に代えることができる。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(1) 委員の日程が合わず、総数の過半数の出席が見込まれないとき。

(2) 審査事項が過去の委員会で審査した事案と類似している等議案が軽易であるとき。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第7条 委員会は、非公開とする。ただし、ネーミングライツ協力企業の決定後、必要に応じてネーミングライツ協力企業の決定過程に係る内容を公表する。

2 前項ただし書の規定による公表をする場合には、ネーミングライツ協力企業以外の応募者名は非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備局道路部道路港湾管理課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行する。

別表（第3条関係）

都市・公園担当局長

財政局財務部長

北区役所区長代理（地域整備課担当）

中区役所区長代理（地域整備課担当）

東区役所区長代理（地域整備課担当）

南区役所区長代理（地域整備課担当）